

令和4年度第10回

南国市農業委員会議事録

令和5年1月10日（火）

令和4年度第10回農業委員会議事録

日 時 令和5年1月10日（火） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）非農地証明願いの件

（5）農地法第3条の規定による許可の取り消し願いの件

その他 ○ 農地パトロールによる非農地判断と黄色部分について

○ 令和5年度農作業受委託料金算定基礎について 農林水産課

出席者（農業委員 18名）

会長 濱田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

12 番 松岡 清

13 番 今井 まち

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

17 番 垣内 育男

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

11 番 植野 永子

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1 番 西本 良平

2 番 齋藤 喜美子

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

3 番 門田 俊一

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

会長	ただいまから第10回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。農業委員では11番植野委員さん、推進委員では3番門田委員さん、8番西岡委員さん、9番武市委員さんです。本日の議事録署名人ですが、6番の末政委員と7番の楠瀬委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、1月23日13時から行いたいと思います。2番の山本修平委員と5番の高芝委員お願いします。推進委員は2番の斎藤委員お願いします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件です。それでは議案に入ります。議案第1号です。まず初めに受付番号55号が取り下げとなりましたので議案書の差し替えがございます。差し替え資料をお手元にご用意ください。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年1月10日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数16件、申請受理面積、田 23,786.99 m²、畑 927.20 m²、計 24,714.19 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。今回から議案書の様式が変更になっています。先月から変更した利用権と同様に他の申請についても、新しいシステムで作成したのになっていますので、ご了承ください。それでは、議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。 受付番号42号です。譲受人は44歳。申請地は、堀ノ内の田で計905 m²。売買による所有権移転で、譲受人の祖父の代から耕作してきた借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻と父母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻とネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。42号は以上です。 受付番号43号です。譲受人は42歳。申請地は、廿枝の田畑計17筆で、9,868.27 m²、売買による所有権移転です。耕作計画書によると、譲受人は、現在、農地所有適格法人の役員として農業経営を行っていますが、この度規模拡大するにあたり、個人で農地を購入し、法人と協力して営農活動をしていくということです。譲受人は、トラクターなどの機械は家族所有のものを借りるとのことです。農作業歴は10年で、農作業には本人と夫が従事します。譲受人の経営面積はありませんが、申請地が5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻、ニンニク、ショウガなどの露地野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。43号は

以上です。

受付番号44号です。譲受人は50歳。申請地は、立田の田323㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため、取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は32年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。譲受人は、これまでも申請地を管理しており、取得後も、効率的に利用できるよう圃場を維持・整備していくため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。44号については以上です。

受付番号45号です。譲受人は51歳。申請地は、久礼田の田5.99㎡、交換による所有権移転です。申請地の周囲は、譲受人の農地で、平成29年に譲渡人との農地の交換を行った際、錯誤により申請地が不履行になっていたことが判明したため、今回申請を行うものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は28年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。45号は以上です。

受付番号46号です。譲受人は61歳。申請地は、廿枝の田3筆で計2,220㎡、売買による所有権移転で、譲渡人より譲渡したいとの申し出あったため、取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は29年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は栗の木を植えるとのことで、周辺の耕作条件に合わせて営農するため、周辺の農地へ影響を与えることはないということです。46号は以上です。

受付番号47号です。譲受人は75歳。申請地は、田村の田1,093㎡。次の48号の申請地との交換による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。47号は以上です。

受付番号48号です。譲受人は76歳。申請地は、田村の田2筆で計1,043㎡。47号の申請地と交換による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満た

穂積主事	しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。48号は以上です。 受付番号49号です。譲受人は75歳。申請地は、十市の畑3筆で計364.93㎡。売買による所有権移転で、譲渡人より、高齢で管理ができなくなったため、引き取ってもらえないかと相談があったため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地には果樹があり、取得後も、これまで同様に果樹を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。49号は以上です。 受付番号50号です。譲受人は72歳。申請地は、浜改田の畑、計433㎡。売買による所有権移転で、譲渡人より管理できないので買ってほしいとの話があったため、取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と兄が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。50号は以上です。 次に受付番号51号と52号は譲受人が同じため、まとめて説明します。また、転用が関連する案件ですので穂積の方から説明いたします。 受付番号51号と52号は関連する案件ですのでまとめて説明します。議案書に加え、当日配布資料をお手元にご用意ください。議案書にもありますが、こちらの案件は営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングを行う計画です。51号の位置図は当日配布資料の2ページ、現地の写真は3ページ。52号の位置図は当日配布資料の5ページ、現地の写真は6ページです。譲受人は45歳。申請地は51号は東崎の田1,295㎡、52号は下野田の田2筆合計1,487㎡、売買による所有権移転で経営面積を拡張し、にんにくを耕作する計画です。譲受人の経営農地は山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は32年です。農作業には本人と妻が従事します。譲受人の経営農地は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしております。譲受人は申請地を取得後、農地の上部に太陽光パネルを設置し、そのパネルの下で耕作を行う、ソーラーシェアリングを行います。譲受人はにんにくの経験はないとのことですが、太陽光パネルを設置予定である法人が、香川県観音寺市でにんにくのソーラーシェアリングの実績があり、譲受人に技術指導をしながら一緒に取り組んでいくということです。観音寺市でのソーラーシェアリングに特に問題はなく、一時転用の許可も継
------	---

藤田次長	続していると観音寺市農業委員会に事務局が確認しております。なお、南国市ではにんにくのソーラーシェアリングの例がないということもあり、本申請の前に譲受人の●●様、太陽光パネルを設置する●●様、申請代理人の方に南国市までお越しいただき事前に面接を行いました。農業委員会からは事務局と地元委員を含む6名の委員が参加し、参加した委員から本計画に概ね問題はないだろうとの意見をいただいております。現地確認でも周辺農地に影響はないものであると判断しております。なお、参加した委員から何点か指摘がありまして、田役活動などに参加していただくこと、申請地周辺にお住いの方へ本計画の説明を行い合意形成を図ること、下野田の土地については大雨時に近くの水路から水が流入してくる可能性があるため対策を講じること、以上3点の指摘がありましたので申請人に伝えております。最後に、営農型の転用申請は今回の3条申請が許可となり、土地の所有権が譲渡人から譲受人に移ってから申請される予定ですが、添付資料として知見者からの意見書というものがようになります。今回の計画では中央東振興センター様が意見書を書いてくださることになっており、本計画に問題ないとの意見で作成予定であると聞いております。51号と52号の説明は以上です。説明は以上です。 はい、次に受付番号53号です。譲受人は30歳。申請地は、稲生の田1,011㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と姉と父母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。53号は以上です。 受付番号54号です。譲受人は71歳。申請地は、前浜の田1,141㎡、売買による所有権移転で、農業で安定した収入が得られるよう経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は13年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。54号は以上です。 受付番号56号です。本案件の申請地は、昨年農地法第3条許可を受けた土地になりますが、その許可の取消願いが提出されておりますので、まずその報告をいたします。議案書の最後の44ページをご覧ください。農地法第3条許可取消報告です。申請地は、岡豊町小蓮、田757㎡です。こちらについては、昨年8月8日に農地法第3条の許可を受けておりましたが、その後、所有権移転登記を完了する前に、契約の解除がおこなわれたとのこ
-------------	--

	とで取り消し願いが提出されました。登記を確認したところ所有者は譲渡人のままになっていましたので、取り消し願いを受理しております。取消報告については以上です。それでは先程の５６号に戻ります。譲受人は７５歳。申請地は、岡豊町小蓮の田 757 ㎡、売買による所有権移転で、所有地の一部を譲渡してくれないかとの話があったため、その替地として取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除きすべて耕作または管理されています。譲受人は、耕運機は導入予定ですが、トラクターなどは所有していないため、水稻は作業委託をしています。農作業歴は４０年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 ㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、果樹を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。５６号は以上です。次に、受付番号５７号と５８号は、譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は６８歳。申請地は、いずれも岡豊町八幡の田で、５７号が 1,439 ㎡ ５８号が２筆で計 1,328 ㎡、売買による所有権移転で、退職後に本格的に農業をするため、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターを導入予定で、農作業歴は２８年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと 5,000 ㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。５７号と５８号は以上です。なお、現地確認において、担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしく申し上げます。
会長	事務局より説明がございました。案件の５１番、５２番について池副会長から報告をお願いします。
池副会長	現地を確認しまして、これをやるにあたっての協議にも参加させていただきまして、できるかできないかは分かりませんが、とあえずやってみたらと伝えました。また、現地確認にいったときは既に東崎の方にニンニクが植えられており、これぐらいは芽が出ておりました。許可がまだですので、当然上の方にはソーラーはついておりませんでした。観音寺の方に実際に私行ってまして、綺麗に耕作していました。１０月に行きましたので、これから植えようかなという時期ですので、結構きれいにやっておりました。ニンニクとの相性がどうなのかということはまだまだ分かりませんが、香川県での実績もあるようですので良いのではないかと思います。なお、下野田の土地については大雨の時に水を被ったりするのでその辺の対策は必要かなと考えています。以上です。
会長	はい。他にご質問、ご意見ございませんか。
山本修平委員	少し気になるのが太陽光で隣の圃場に影がかかったりしないのかなと。そういった懸念はどうでしょうか？

穂積主事	はい。もちろんそのような懸念はあるかと思いますが、農地法上絶対ではありませんが、周辺の農地の方にお話をしていただき同意を取るようお願いしております。なお、代理人より隣地の農地の方からは同意を貰えそうだと聞いております。なお、パネルを設置する支柱は大体2メートルくらいの高さで、南国市の他の案件で言えば、そこまで影がかかることはないのかなと考えております。
会長	他ありませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年1月10日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数1件。申請受理面積、田3,537㎡、畑0㎡、計3,537㎡。事務局、説明をお願いします。
穂積主事	議案第2号を説明します。議案第2号についても、システムの変更に伴い議案書の様式が変更となりましたのでご了承ください。受付番号63号です。議案書10ページ、別紙2ページです。申請地は南国市田村の田、4筆で3,537㎡。賃借権を設定して、砂利採取を行うものです。転用期間は許可日から1年間です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定に該当するため立地基準を満たします。その例外規定というのが二つあり、一つ目が、最長3年間の一時的な利用に供するために行うものであること。この点は、1年間の許可期間という中で最終的には農地に復元することが確約されておりますので問題ありません。二つ目は南国市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことがないこと。これに関しましては南国市農林水産課のほうに問題ない旨を確認済みです。周辺農地に悪影響がないこと、また農地へ復元するという条件が満たされれば支障を及ぼすおそれがないと判断されています。以上のことから立地基準を満たしていると判断します。つづいて土地利用計画については別紙3ページから5ページとなっております。まず申請地への進入に関しては南側市道から1か所、敷地内には表土置き場、水切り場などを掘削箇所にあわせながら設置します。掘削時の最大の深さは図面のとおり7mとなります。以上が利用計画になります。周辺営農への影響については、建築物等の設置はないため日照、通風の影響はなし、排水計画は、雨水自然浸透により他農地への流入がないことから影響なしと現地確認で判断しています。その他、隣接農地の所有者、土地改良区からの同意を得ています。本件は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号です。まず初めに議案書の差し替えがございますのでお手元にご用意ください。議案第3号南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和5年1月10日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号277号は垣内委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により垣内委員退室をお願いします。 (垣内委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。14ページの277号を説明します。借人は農地所有適格法人です。申請地は、立田の田で、令和9年まで賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を口座振込するというものです。以上、審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (垣内委員 入室) 次に受付番号287号と288号は高芝委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により高芝委員退室をお願いします。 (高芝委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書20ページの287号と288号です。譲受人が同じためまとめて説明します。申請地は、いずれも久礼田の田で、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は45歳。主な経営作物は水稻と野菜で、規模を拡大し、水稻を作るというものです。売買価格については、議案書のとおりです。以上審議をお願いします。

会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝委員 入室) 次に２８９号は武市忠雄委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により武市忠雄委員退室をお願いします。 (武市忠雄委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	２８９号です。申請地は、大桶の田で、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は７０歳。主な経営作物は水稻で、規模を拡大し、水稻を作るというものです。売買価格については、議案書のとおりです。以上審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (武市忠雄委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
藤田次長	はじめに議案書の差し替えをお願いします。１２ページの２７４号に誤りがありますので、本日差し替えの議案書をお配りしております。１２ページについてはそちらをご覧ください。２７３号と２７４号は、農地中間管理事業の旧方式になります。貸人である土地の所有者が農業公社に貸し付けを行ったあと、農用地配分計画により県が公告することで農業公社が担い手に農地を貸付します。配分計画案については、当日配付資料の８ページをご覧ください。申請地はいずれも下末松の田で、５年と３年の貸借権をそれぞれ設定するものです。賃料は、２７３号は１０ａあたり９,０００円を、２７４号は１０ａあたり１０,０００円を振込するというものです。なお、２７４号については、備考欄に記載のあるように、２筆の内の１筆が、１年目は無償になっておりますので、１回目と２回目の賃料が賃料の総額が異なっております。 次に１３ページです。２７５号と２７６号は、農地中間管理事業の一括方式になります。２７５号です。借受人は、４０歳。申請地は、立田の田で、３年の貸借権を設定し

会長	て、野菜を作るというものです。賃料は、総額 10,000 円を振込するというものです。 276号です。借受人は、57歳。申請地は、立田の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 次に14ページの278号です。ここからは農地中間管理事業ではないため、貸付人と借受人が直接貸し借りをするものになります。借受人は、50歳。申請地は、立田の田で、5年の貸借権を更新して、花ニラを作るというものです。賃料は、総額 10,000 円を振込するというものです。 279号です。借人は48歳。申請地は、前浜の田で、10年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり 12,000 円を振込するというものです。 280号です。借人は61歳。申請地は、岡豊町中島の田で、10年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 281号です。借人は62歳。申請地は、田村の田で、3年の賃借権を更新して、ブロッコリーを作るというものです。賃料は、総額 20,000 円を現金で支払うというものです。 282号です。借人は75歳。申請地は、篠原の田で、3年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米3袋相当の金額を現金で支払うというものです。 283号です。借人は39歳。申請地は、小籠の田で、2年の使用貸借権を設定して、かぼちゃを作るというものです。 284号です。借人は73歳。申請地は、植田の田で、10年の使用貸借権を更新して、ハウスねぎを作るというものです。 285号です。農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡しされるものです。申請地は、前浜の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 286号です。申請地は、片山の田で、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は63歳。主な経営作物は施設・露地野菜と水稻で、規模を拡大し、水稻を作るというものです。売買価格については、議案書のとおりです。以上273号から286号まで審議お願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
-----------	---

	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終わります。議案外はお目通しく ださい。 (午後 2 時 3 0 分終了)
	その他事項 ○ 農地パトロールによる非農地判断と黄色部分について ○ 令和 5 年度農作業受委託料金算定基礎について 農林水産課

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成5年4月7日

会 長 濱田 好典

議事録署名委員 末政 隆一

議事録署名委員 楠 瀬 理枝